6　前項の規定による承諾を得た申請人代表者は、関係権利者から書面又は電磁的方法によつて電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、第一項の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該関係権利者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（新設）
（旧慣使用林野整備計画の決定手続及び内容）	（旧慣使用林野整備計画の決定手続及び内容）
第十二条　法第二十条第一項の規定による確認は、当該旧慣使用権者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていない旨を記載した書面によつて得なければならない。	**第十二条**　法第二十条第一項の規定による確認は、当該旧慣使用権者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていない旨を記載した書面への記名押印によつてしなければならない。
2　第四条第二項から第六項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定中「同意」とあるのは「確認」と、「関係権利者」とあるのは「旧慣使用権者」と、これらの規定（同条第二項柱書前段を除く。）中「申請人代表者」とあるのは「市町村長」と、同項柱書中「法第三条」とあるのは「法第十九条」と、「入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。	（新設）
3～5　（略）	2～4　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三十五条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第七条　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項において準用する同法第五十二条第五項前段の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席したその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに記名しなければならない。	**第七条**　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項において準用する同法第五十二条第五項前段の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席したその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに署名（記名を含む。）及び押印をしなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）

（林業種苗法施行規則の一部改正）

第三十六条　林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3から注意事項8までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二号中「㊞」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とする。

別記様式第三号中「㊞」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3を注意事項2とする。

別記様式第四号及び別記様式第六号中「㊞」を削る。

別記様式第七号から別記様式第九号までの様式中「㊞」を削り、注意事項を削る。

別記様式第十号中「㊞」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3を注意事項2とする。

別記様式第十一号中「㊞」を削り、注意事項を削る。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「㊞」を削る。